

平成29年度
事業計画書

社会福祉法人 一真会

秋田県横手市十文字町睦合字川井川47番地

(福)一真会
平成29年度 事業計画

－ もくじ －

- I 基本方針
 - II 運営事業
 - III 役員の状況及び理事会等の開催
 - IV 組織図
 - V 運営方針
 - VI 事業目標
 - VII 資金計画及び資金収支予算
 - VIII 人事計画
 - IX 会議・委員会計画
 - X 事業所別運営計画(別紙)
 - XI 事業所別利用計画
 - XII その他の計画
-

社会福祉法人 一真会 平成29年度 事業計画

I.法人基本方針

地域の方々をはじめ行政機関、取引業者の皆様を支えられ、花むつみも今年で開設から丸6年経過し、今後も、地域に根ざした施設として法人基本理念にある”福祉は究極のサービス”そして、サービスを実践していくのが職員(人財)であるという事を念頭とし、地域とのつながりを大切にしたサービス運営を行い、更なる資質向上に邁進していきたいと思っております。

さて、介護保険制度も現在第6期であり、来年度(30年度)から始まる第7期を目前とした今年度については、様々な面で第6期の実績・反省点など、見直しを図るための議論が活発化されるてくる年でもあります。

国で推し進めている地域包括ケアシステム確立のため、多方面でその推進における活動なども活発に行われてきており、介護福祉業界もその渦中でそれぞれ何が出来るかを問われる時代に突入してきております。また、その反面、それらを担っていくための、介護人材不足も課題となってきたり、国では29年度から待遇面での改善として、処遇改善加算の拡充についても4月から施行されることとなっております。しかしながら、待遇のみでは仕事のやりがい、働きやすさは改善されるものではありません。そういった意味でも、当法人としても職員の労働環境、職員の働き方改善なども念頭におき、推進して参りたいと思っております。

制度改革では、今年度より社会福祉法も大幅に改正され、事業運営の透明化、コンプライアンスの遵守、社会貢献事業など、社会福祉法人を取り巻く環境も変わってきております。

本改正では、「経営組織のガバナンス強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組みを実施する責務」など、公益性の高い社会福祉法人が担うべき取組みが具現化されました。

当法人としまして、昨夏より評議員会の設置、社会貢献事業の位置づけ、財務諸表公表システムへの対応など、法改正に対応すべく準備して参りました。

4月より新たに評議員会も設置され、様々な面からのご意見なども頂戴し、益々、地域にとって必要な法人となれるよう進めて参りたいと思っております。

一昨年度よりスタートしました公益事業である「横手市低所得高齢者等住まい・生活支援事業」(高齢者くらしのサポートセンター花むつみ)については、住み慣れた地域で安心して暮らしを継続していけるよう住まいの斡旋やその後の生活相談・見守りなどを行なっている事業です。本事業は、当初予定どおり前年度でモデル事業としては終了しましたが、この事業はまさしく地域包括ケアシステムにつながる事業であります。今年度においても、法人の地域貢献事業としての位置づけを図り、可能な限り地域高齢者はじめ地域住民の実状や高齢者の個別ニーズの開拓を行ない、その方を取り巻く地域資源(人・組織・モノ等)の協力を仰ぎながら事業推進を図っていききたいと思います。

また、既存事業の特別養護老人ホーム・小規模多機能型事業などの施設サービスにおいては、

ご利用者一人ひとりに寄り添ったケアを継続しつつ、ご利用者自身も地域の一員であるということも念頭におき、地域の交流センター等との連携も含め地域の方々との交流・ふれあいの機会も持ちたいと思います。一人でも多くの方、そして一回でも多くの笑顔が見いだせるように取り組んで参ります。

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けた制度の改正、ご利用者のニーズの変化など、様々な部分で介護福祉を取り巻く環境は日々変化しております。また、前述のように介護労働者不足も顕著に表れてきているなか、職員の労働環境にも着目し、仕事と家庭の両立支援に向けた取組みなども今後一層必要と感じられ、ニーズを的確に捉えた労働環境の構築が必要であります。

そういった背景から、法人運営においてコンプライアンスの遵守はもとより、一企業として地域に必要とされる法人であり続けなければなりません。その為にも、絶えず情報の発信と共に地域の福祉ニーズを的確にとらえ、地域に密着した施設として愛される施設運営を行って参ります。また、社会福祉の向上に貢献することは勿論のこと、サービスを必要とする方々へ、良質・安心・信頼される福祉サービスを提供し、一人ひとりが、その人らしく生きていける支援を実践して行くことを一真会は継続していきます。

今後も、社会福祉法・老人福祉法・介護保険法、また横手市当局等のご指導の下、開かれた透明性のある法人運営及び施設運営を行ない、地域の方、関係者等の更なる信頼を得よう努めていきます。

法人基本理念

私たちは、生活の基準のすべてをお客様に負っている事を自覚し、お客様一人ひとりの人権・人間性を重んじその人らしい生活を送ることができるようあらゆる面から支援します。福祉は究極のサービスととらえ、地域のベスト介護・福祉事業者を目指す法人としてお客様へ最も優れたサービス(人財)を提供することにより、人々が豊かでゆとりある生活・文化の向上と地域社会の発展に貢献します。

II. 運営事業

1. 社会福祉事業 — 介護保険事業

(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

特別養護老人ホーム 花むつみ(定員29名) 【第1種社会福祉事業】

(2) 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護 花むつみ(登録定員25名) 【第2種社会福祉事業】

(3) 居宅介護支援

介護の相談所 花むつみ 【公益事業】※会計上は社会福祉事業

(4) 通所介護

炭酸の湯 ほっとデイ 花むつみ(定員10名) 【第2種社会福祉事業】

(5)短期入所生活介護

風薫る宿 花むつみ(定員28名)

【第2種社会福祉事業】

2. 公益事業

(1)高齢者等住まい・生活支援事業

高齢者くらしのサポートセンター 花むつみ

Ⅲ. 役員の状況及び理事会等の開催

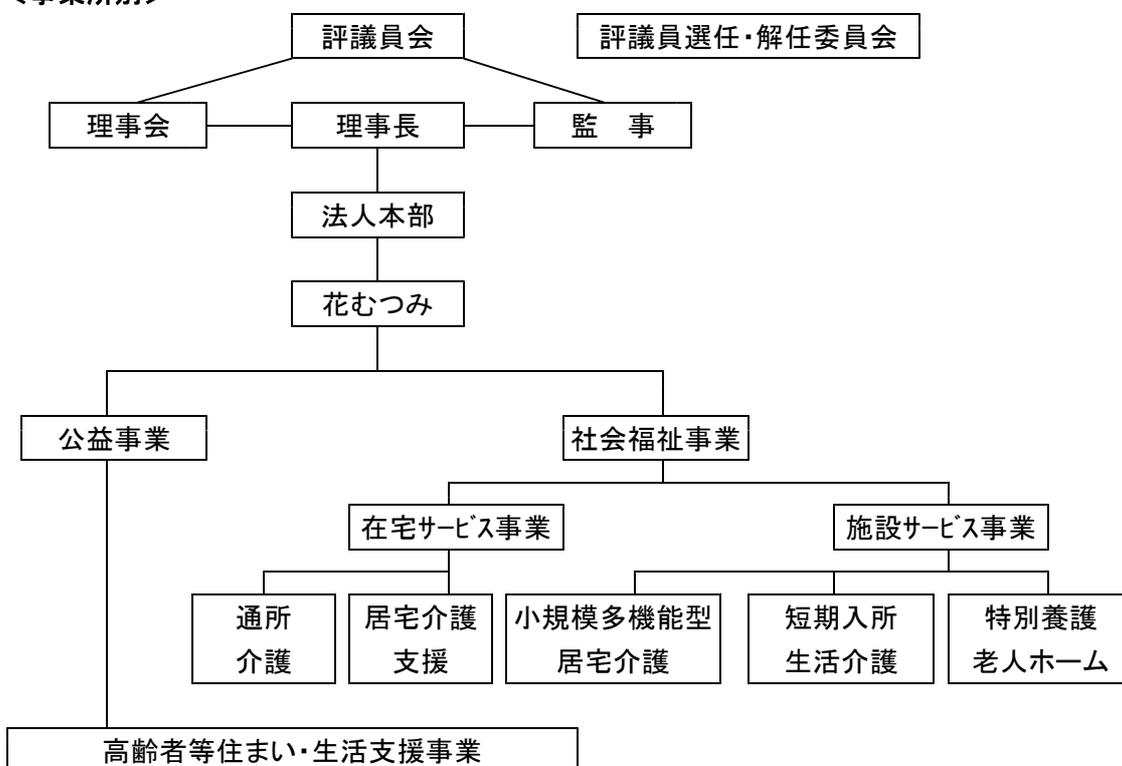
(1)役員の状況 評議員7名 / 理事 6名 / 監事 2名

(2)理事会等の開催

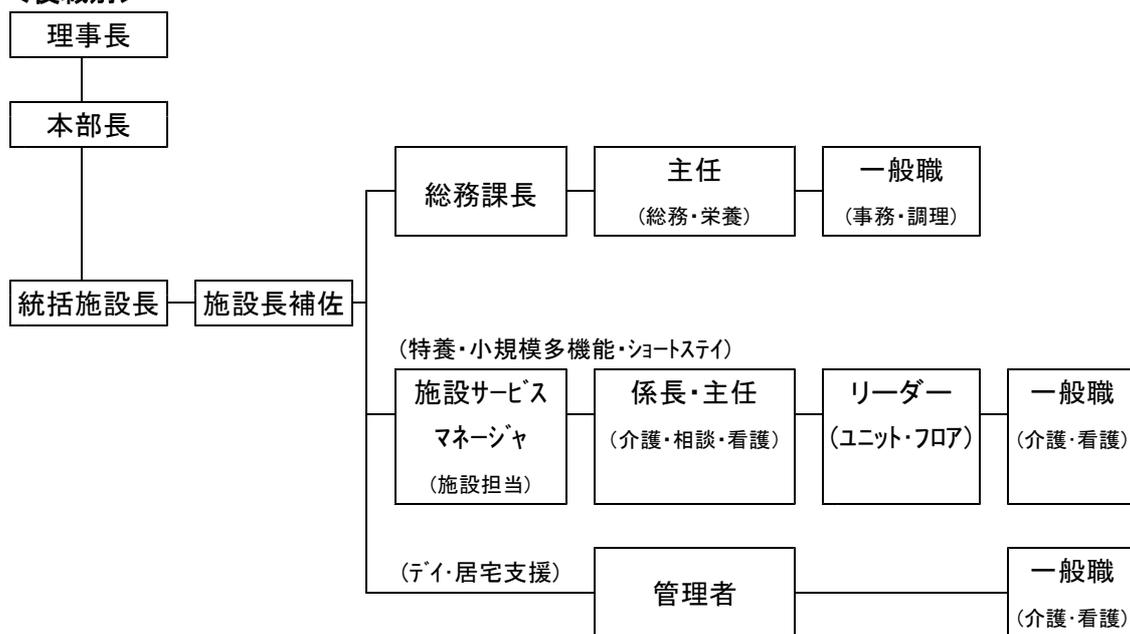
1. 監事による法人監査の実施(5月中旬)
2. 第1回理事会(5月下旬) 前年度事業報告・決算の承認
3. 評議員会 (6月上旬) 前年度事業報告・決算の承認・理事、監事の選任等
4. 第2回理事会(6月上旬) 理事長の互選
5. 第3回理事会(11月下旬) 中間報告・補正予算等
6. 第4回理事会(3月下旬) 次年度事業計画案 ・ 予算案等

Ⅳ. 組織体制図

<事業所別>



<役職別>



V.事業運営方針

地域包括ケアシステムを念頭に、施設運営理念である「慈・愛・心・睦」を胸に、ご利用者一人ひとりが、その人らしく生きていける生活の支援を実践していきます。

地域に密着した施設として、地域行事等を通じた地域住民との交流や、定期開催の地域密着型運営推進会議により地域住民への情報発信及び意見を収集した中で、開かれた施設運営を行います。

また、介護施設のもつ福祉・介護についてのノウハウ・情報を地域にとって有意のあるものと捉え、そのノウハウ・情報を地域に開放し、介護の社会化を図り福祉教育の一助となる事業展開を進めていきます。

施設が単なる介護福祉施設ではなく、居宅介護支援事業による地域の抱える介護の悩み等の相談から、更には小規模多機能型居宅介護事業や通所介護事業、そしてショートステイ事業による地域の在宅介護を包括的に支え、また、特別養護老人ホームの入所者と地域との架け橋を結び、地域とともに歩む事業展開をし、この施設が地域の財産として活用できるようにします。

<運営方針>

- ①業界の需給状況の変化や制度改定など市場環境の変化を見据え、お客様のニーズを把握し、お客様の立場に立ったより良いサービスを提供するために、常に改善意識をもち実践していく。
- ②自立経営の実現を軸に、経営基盤や組織作りを支えるのが職員であると位置づけ、その一人ひとりが考え主体的に行動できる風土を、職場をあげて取り組むよう図る。
また、職員教育にも力を入れ、本部機能として人材開発を手掛けるメンバー体制を整え、外部・内部研修を組み合わせ一人ひとりのマンパワーの育成を図る。
- ③事業継続に必要な財源確保のため、マーケティング力・情報発信、或いはニーズの発掘な

どをもとに、適切な収入を確保する。また財務計画に基づき、適切で且つ最少の経費で最大の効果が得られる経営を目標に基盤強化に努める。

- ④地域に愛される運営を行なうため、地域住民との交流と連携を図っていく。また、地域の公民館が交流センター化に伴い、益々連携した取組みを行っていく。

施設運営理念

慈 愛 心 睦
きずな おもいやり つながり ふれあい

私たちは、みなさまと互いに寄り添い、やすらぎのある環境の中で、一人ひとりの意思を尊重し、生き生きとした暮らしを支えています。

VI.事業目標

1.組織づくりと人材育成・人事制度

- ①法人としての組織づくりを行ない、しくみの見直し等も図り、職員一人一人のマンパワーを育てる環境を整え、組織力を強化する。
- ②研修計画(OJT・OFF-JT)をたて、新任・中堅・役職等の段階に応じた研修を通じ、人材育成を図る。
- ③スキルアップのための資格取得を応援し、その制度の拡充を図る
- ④福利厚生については、社会保険等は勿論のこと、職員が「働きやすい環境」「働きがいのある環境」づくりをし、仕事と家庭の両立支援を推進しながら人材の定着を図る。

2.財務基盤の安定化(自立健全経営の実現)

- ①必要なサービス体制の強化と質の向上を図り、加算報酬の算定体制を整えていく。
また、事業の稼働率確保を目標として情報発信等の広報・営業活動を通じたニーズの発掘をし、今後も利用者数を継続維持できる事業運営を行う。
- ②安定的なサービス提供をもとに、ご利用者の利用促進を図る。

3.社会機能の強化

①地域交流と施設の開放

隣接の保育所、小学校との連携を密にし子供たちとの交流を推進する。また、地域の行事や施設行事に参加して頂き、地域との交流も積極的に推進し、高齢者の社会参加を促しながら、地域との交流を深めていく。

その他に例年どおりに引き続き、春・秋の交通安全運動へ参加し、職員が街頭立会をした中で地域児童の交通安全の確保はもとより、地域の方々との交流を図る。

また、花むつみ内にある人工炭酸泉の足湯を地域に開放しているが、こちらも引き続き行っていく。足湯の開放により、人工炭酸泉の効能やメリット等の普及は勿論のこと、地

域住民との交流及び住民と利用者の交流の一助にしていきたい。

更には、地域での介護教室の開催・介護サービス見学会などを通じて、施設が地域の財産となるよう努めていく。(十文字西交流センターとの密な連携)

②個人情報保護と情報開示

個人情報保護に関する法令、その他の規範を遵守し、個人情報の保護に努める。また、個人情報の利用目的を特定し、公正かつ適切に取り扱う。

情報開示について、情報公開制度や地域密着型サービス外部評価および広報紙の活用決算報告・事業報告、日々の活動等をホームページ等を通じて公開する。

また、労働環境・会社制度等の情報開示も行い、慢性的に不足している介護人材の確保策としての一環として推進していく。

③ニーズの発掘

日常生活支援からの利用者ニーズは勿論のこと、居宅介護支援事業における相談内容による発掘、通所介護事業やショートステイ事業などの在宅サービス事業におけるニーズ、また家族アンケートや地域交流等を通じてニーズの発掘を行う。

④行政及び同業者との連携

横手市健康福祉部、各地域局福祉課、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者・その他同業者との更なる連携を図り、地域福祉の活性化に貢献する。

4.危機管理体制(リスクマネジメント)

①サービス提供体制

介護事故を未然に防止する体制の強化。ヒヤリはっと等の集計により、一つの事故の前兆を把握し未然に防止する体制を管轄委員会にて行う。

②災害防止対策

施設内外の危険箇所の把握、点検、改善等の防災対策を徹底する。

施設の防災設備が円滑に機能するように、点検、設備を常に励行し、災害等の被害が拡大しないように努める。

火災・地震等の災害が発生した場合、利用者様の安全確保に迅速に対応できるよう、地域の消防団等の協力を得ながら、年2回の防災訓練を行なう。

また、昨年他県で発生した福祉施設の水災被害の教訓も受け、国の指針等に従い防災対策も行っていく。

5.会議・委員会活動

花むつみの理念に沿った会議・委員会による活動を行い、自発的な組織活動を促す中で自立した組織体制の構築を継続する。もって、地域社会の一員としての機能強化も図る。

(後述:会議委員会活動参照)

6.マーケティング戦略とコミュニケーション力の強化

①マーケティング戦略

事業ごとに変容する競争環境や内部状況に合わせ、マーケティング戦略の策定と実施を主軸とし、多くのニーズに応えられるサービス提供体制を敷いていく。

また、将来の環境の変化に備え、安定的な経営基盤を構築するため、既存事業のみならず、新たな事業やサービス又は事業連携の可能性などを研究・模索していく。

②コミュニケーション力

介護業界のイメージアップ及び法人の魅力等を伝えるツールとしてのホームページ・ウェブメディア・その他SNS、各種媒体等を通じた広報活動の拡大により、イメージアップを図っていく。

また、メディアのみならず職員が一丸となり、足を使って各方面への広報活動も行うなかで地域とのコミュニケーション力も強化していく。

7.環境整備と社会貢献活動

施設内外の環境を整備し、地域に愛される施設づくりをしていく。敷地内における樹木等の管理や草刈り作業等による景観整備も継続していく。施設経年劣化等による、修繕箇所等も発生してくると思われるため、日々の管理を徹底していく。

社会貢献活動としては、前述でも示したとおり、以前より行なっている「高齢者くらしのサポートセンター事業」の推進や、地域の元気高齢者を対象とした地域連携事業、そしてサロン活動なども行っていく。また現在行なっているプルタブやペットボトルキャップの回収運動、睦合小学校のアルミ缶回収活動への参加も継続的に行なっていく。

社会福祉法人としての責務を全うし、地域に開かれた法人運営を行い、地域に貢献していく。

8.苦情解決と権利擁護

苦情解決窓口の設置はもとより、第三者委員の設置による助言等により、公平な観点から苦情の迅速かつ適切な解決に努める。

また、利用者等の苦情をサービスの向上のための貴重な意見として位置づけ、積極的に検討し今後のサービス向上に活かす。

権利擁護については、虐待防止の組織的取り組みを委員会にて行う。

VII.資金計画及び資金収支予算

運営経費は、介護サービス利用料及び介護給付をもって運営する。

運営にあたっては、運営経費の、より効率的な執行を図り、その節減に努める。

(資金収支予算計画は別紙「資金収支予算書」のとおり)

VIII.人事計画

1.介護職員の処遇改善

平成28年度に引き続き介護職員の処遇改善を目的とした処遇改善加算があるが、当法人

でもその加算を算定し、介護職員に分配する。

処遇改善を通して職員の定着または人材確保策の一環としてつなげていく。

2.人事異動

人財育成を目的とし、各ユニットや事業間での人事異動や配置変更等を行い組織の活性化を図る。

3.人材確保策

業界の介護人材不足を背景に、人材の確保が困難になってきており、法人としてできる最大限の力を発揮し、人材確保を行っていく。具体例の一部として、法人の情報をホームページ・SNSを媒体とした情報発信を行い、法人の職場制度や職員の生き生きとした職場風景などを公開し、法人の透明性や考え方などをアピールしていく。また、各種就職フェア等にも積極的に参加し、法人のもつ魅力など情報発信を行い、求職者に知ってもらうということも確保策の一環とする。

また、ハローワーク等の人材紹介業、または学校等の教育機関とも連携し確保につなげていく。

4.資格取得の奨励

関係資格の情報発信を絶えず行い、職員のキャリアアップを推進し、資格取得支援制度を活用し奨励していく。また、制度内容の拡充を検討する。

5.施設管理者・役職者計画

()は兼務

法人本部	本部長(1) 本部次長(1) 人財育成(1) 広報班(2)					
実施事業(施設)	施設長	課長	管理者	主任	副主任・リーダー	
特別養護老人ホーム	1	2 ※施設長補佐 含む	(1)	介護1・看護1・相談員1 (副管理者1)	総務1 栄養1	副(1)リ(3)
短期入所						リ2
小規模多機能			(1)	1		リ1
居宅介護支援			1	—		—
通所介護			1	—		—
くらしサポート			(1)			

5.職員全体配置計画 (平成29年4月1日)

SS=ショート

配置職員	本部	特養	SS	小多	居宅	通所	実数	備考
本部長	常	(1)						
本部次長	常	(1)						
人財育成室	常	(1)						施設 SM 兼務
統括施設長	常		1	(1)	(1)	(1)	1	
施設長補佐	常		1	(1)	(1)	(1)	1	
総務課長	常		(1)	(1)	(1)	(1)		施設長補佐兼務

配置職員		本部	特養	SS	小多	居宅	通所	実数	備 考
施設SM	常		1	(1)	(1)			1	SM=サービスマネジャー
総務事務	常	(3)	3	(3)	(3)	(3)	(3)	3	
用務技師	常		1	(1)	(1)	(1)	(1)	1	
管理者	常		(1)	(1)	1	1	1	3	
副管理者	常			1				1	
介護職員	常		16	13	7		2	39	主任・副主任・リーダー含む
	非		3	1	3		1	8	
業務補助員	非		1	(1)	(1)			1	
看護職員	常		2	1	1			4	
	非			1			1	2	
嘱託医師	非		1	(1)				1	
生活相談員	常		1	(1)			(2)	1	
ケアマネジャー	常		(1)		(1)	1			相談員・管理者兼務
栄養士	常		1	(1)	(1)		(1)	1	
調理員	常		3	(3)	(3)		(3)	3	内:1名産休育休予定
	非		7	(7)	(7)		(7)	7	
宿直管理人	非		(3)		3			3	
合 計	常		30	15	9	2	3	59	内:准職員14名
	非		12	2	6		2	22	
	計		42	17	15	2	5	81	

<職員データ> ※()は昨年値

●平均年齢 : 43歳 (41歳)

●男女比 : 男性 28% (24%) 女性 72% (76%)

IX.会議・委員会計画 ○数字=法制度上の必須委員会

	会議名	目 的	構成職員
1	運営会議 ※苦情解決委員会含む	施設運営に係る必要な事項について審議し、事業を円滑に推進する	事業所管理者以上
②	地域密着型運営推進会議	地域に密着し開かれた施設にする為に、地域の声を出して頂き運営に反映させる	地域代表・利用者 ・家族代表・行政職員・民生委員
3	ユニット会議 (スタッフ会議)	ユニット・小規模多機能における業務内容・支援・行事についての計画・実施・検討	各配属職員
④	ケア会議 (サービス担当者会議)	個別の利用者の支援計画に基づき、そのあり方の検討	介護・看護職員・相談員・他適宜

	委員会名	目的	構成職員
①	ケア連携検討委員会	介護・看護の連携による医療的ケア実施にかかる体制等の検討	施設長・総務課長・支援課長・看護主任・介護主任・管理者
②	お引越し検討委員会 (入所判定委員会)	特養への入所において、透明性・公平性を確保し、要綱に従い入所判定を行う。	施設長・総務課長・支援課長・相談員・介護主任・看護主任
③	身体拘束廃止・ 事故防止検討委員会	利用者に対する身体拘束を廃止し、利用者の人権および尊厳を守るための活動を行う。	施設長・支援課長・看護主任・介護副主任・ケアマネ・介護員等
④	保健衛生・おいしい食事委員会	・利用者、職員の健康保持増進を図る。施設内感染症予防対策を行う ・食全般について検討し、食生活の向上を図る。食の衛生管理。食事に関する行事の企画	各部署より・看護・調理等
5	ケアリング・クォリティー委員会	利用者が快適・安全に生活出来るようにする。自己評価・外部評価の取りまとめ。ケア支援の質の向上。	各部署より
6	行事広報委員会	行事を通し、利用者の生活に潤いと充足感を提供。家族、地域、関係機関に対し、理解や啓発を図る	各部署より
7	環交・防災対策委員会	施設に係る災害の予防警戒・鎮圧、利用者及び重要物件の安全を確保するための必要な事項を定める。 環境の美化に努め快適な環境を構築する。 職員の安全運転を喚起し交通事故の防止に努める。	各部署より
8	I'esプロジェクトチーム (あいズ)	社内での従業員満足(ES)を高めるための方法を検討し、提案を行なう。	各部署より

X.事業所別運営計画

・・・別紙のとおり

XI.事業別利用計画（利用人数・稼働率見込）

<稼働率(年平均)>

- | | |
|-----------------------|-------|
| (1)特別養護老人ホーム 花むつみ | 95.4% |
| (2)短期入所生活介護 風薫る宿 花むつみ | 83.6% |
| (3)小規模多機能型居宅介護 花むつみ | 83.0% |

- | | |
|-------------------------|-------|
| (4)居宅介護支援 介護の相談所 花むつみ | 別紙人数 |
| (5)通所介護 炭酸の湯 ほっとデイ 花むつみ | 68.0% |
- ※詳細別紙「利用人数・稼働率見込表」のとおり

XII.その他の計画

- (1)法人広報誌の発行 = 年3回(春・秋・冬)
- (2)職員健康診断 = 年2回(5月・11月)
- (3)利用者健康診断 = 年1回(春)
- (4)各種実習の受入 = 高校・中学校・養護学校等の職場体験・実習等の受入を積極的に行っていく
- (5)地域との交流促進 = 各種行事は勿論のこと、地域との関わりを広げ、地域参加を積極的に行い、施設が地域の存在としての基盤を強化する。
地域交流センターとの連携も軸とする。

平成29年4月1日
社会福祉法人 一真会